

## 陳情・要望等の公表に関する取扱要領

平成22年4月1日制定

### 1 (趣旨)

この要領は、市に対して団体等から提出された陳情及び要望について、市民と行政との情報共有化の推進を図る観点から、その内容とそれに対する市の回答の要旨を市のホームページで公表する取扱いについて定めるものである。

### 2 (目的)

陳情・要望等の中には、多くの市民にとって有益な情報が多く、市民と行政がお互いに情報を共有することで、市政に対する新たな関心や参画を促進するとともに、より一層透明性の高い市政の推進を図ることを目的とする。

### 3 (公表の対象)

団体等から提出された陳情及び要望等については、原則として公表する。

ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

団体等とは、次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 自治会
- (2) 商工業等業界団体
- (3) 各種連合会（複数の団体で構成される連合組織をいう。）
- (4) 上記(1)～(3)に類する団体で市長が必要と認めた団体

### 4 (公表の内容)

陳情及び要望等に関する公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 団体名
- (2) 件名
- (3) 陳情及び要望等のあった年月
- (4) 陳情及び要望等及び回答の要旨
- (5) 関係部署

## 5 (公表の方法)

公表の方法は、市ホームページに掲載して行うものとする。

## 6 (公表の時期)

公表の時期は、陳情及び要望等を寄せた者に回答した日以後とする。

## 7 (公表の期間)

公表の期間は、原則として陳情及び要望等を寄せた者に回答した日の属する翌月から2年間とする。

## 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。